

3.29 緊急開催！ 派遣研究会

『派遣法改正法案要綱を読み解く』

2月28日、厚労省の労働政策審議会は、派遣法見直し建議に基づく改正法案要綱を承認しました。改正法では、これまで期間制限のなかった「専門的26業務」という枠組や業務単位の「原則1年、上限3年」規制は廃止され、新たに「個人単位」と「派遣先単位」という2つの派遣期間規制が導入されます。派遣先事業所単位の規制は原則3年上限ですが、従業員代表から意見聴取を行えば無限に延長可能ですし、無期雇用の派遣労働者や60歳以上の高齢者については期間規制そのものがなくなります。1999年の派遣対象業務の原則自由化を上回る大幅な制度改革と行っていいでしょう。昨年からはじめて9回目となる派遣研究会を緊急開催し、改正法がもたらす今後の影響、問題点について議論をかわしたいと思います。関心のある皆さんの参加を心から呼びかけます。

日時：2014年3月29日（土）午後2時～4時30分

特別報告「研究者からみた改正派遣法案」 毛塚勝利中央大学教授

派遣労働・現場からの発言 派遣労働者3名から新たな報告を予定

提言：ILO181号条約と派遣労働者の権利要求

資料代 1,000円

場所：法政大学外濠校舎 S406（下図）

最寄駅は
市ヶ谷または
飯田橋です。



連絡先：NPO 法人派遣労働ネットワーク（電話 03-5354-6250）